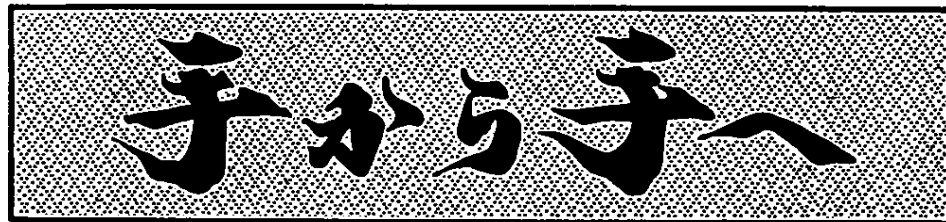


発行
東京都立大学労働組合
TEL=042-677-0213
Eメール=union@apricot.ocn.ne.jp
HP=http://tmu-union.org/



第 2888 号

2021 年 4 月 22 日

「国立大学はどこへ行く？」 オンライン院内集会 国立大学法人法改正案の審議始まる

4月19日、大学の自治の回復を求める会は、「国立大学はどこへ行く？ 国立大学法人法改正案の問題点」と題する緊急のオンライン院内集会を開催しました。政府は、通常国会に国立大学の学長選考会議と監事の学長監視機能の強化などを柱とする国立大学法人法改正案を提出し、20日の衆議院文部科学委員会で審議に入りました。院内集会は、大分大学、北海道大学、筑波大学、東京大学、山梨大学、京都大学、福岡教育大学の7大学からの報告ののち、京都大学の駒込武さんと北海道大学の光本滋さんから、法案の問題点が報告されました。

今回の改正案は、監事による学長と法人業務のチェック機能の強化が謳われています。そのために、最低1名の監事の常勤化を定めています。しかし、監事の任命権者は文部科学大臣であるため、国の監視体制が強化されることが懸念されます。院内集会の報告では、学長選考規定の変更により、教職員による意向投票の廃止や形骸化が行われ、事実上再任回数に制限を無くした大分大学や筑波大学では、防衛装備庁の受託研究を受け入れたこと、北海道大学では、防

衛装備庁の受託研究に否定的見解を表明していた学長のハラスメントを理由とした解任が行われたこと、実際には学長選考会議にハラスメントの相談記録がなく、学長解任のためのでっち上げであったことなども報告されました。

今回の改正案は、国が求める中期目標に達していないと監事が判断すれば、「法令違反」の疑いがあるとして、学長解任を申し出る仕組みができ上がることになります。集会では、国が国立大学を支配する体制を強化することがこの法案の狙いであると、報告者から、次々と発言がありました。

集会の録画は、Facebookで見ることができます。

<https://www.facebook.com/daxuezizhi2021/posts/106749831551543>

また、発言者の資料は、

<https://1drv.ms/u/s!AnEUOnKuxAeZs3J69HVyHGE2-3B2?e=7fSnWV>

から、ダウンロードできます。

いま、下関市立大学で起こっていること

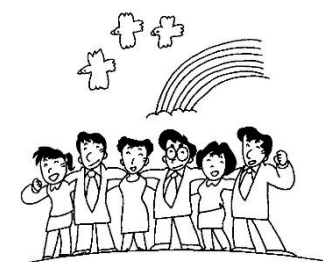
3月28日に、全国公立大学教職員組合連合会（公大連）の単位組合連絡会議が開催され、ジャーナリストの田中圭太郎氏が、「公立大学のガバナンス問題と教育・研究・自治の破壊」と題した特別報告を行い、下関市立大学で、どんなことが起こっているか、詳しく報告されました。

2019年5月30日に、前田晋太郎下関市長が、市長応接室に下関市立大学の経営理事と管理職教員を招集し、特別支援教育の専攻科設置と新教員の登用を持ちかけたのが、発端です。同年6月6日に法人理事長から、下関市に、特別支援教育専攻科新設とA教授と門下生を含む3名の採用予定が説明され、6月28日には、経営審議会で専攻科人事の内定を決定しました。教育研究審議会では、定款や法令に違反しているとして大多数の委員が欠席するなど、それまでの教員採用プロセスを無視した決定が行われたのです。

9割にあたる51名の教員が「専攻科設置に反対する署名」を理事長に提出するとともに、6月27日に文部科学省に対して、採用教員の業績審査や教授会への意見聴取が行われておらず、定款や規約違反であることを訴え、文部科学省は調査を約束し、8月7日に下関市立大学に対して、高等教育局大学振興課から「教授会に対する意見聴取を経ずに採用内定とすることについては、貴学の学内規程に則らない手続となっているおそれがある」との助言が発せられました。しかし、法人は文部科学省からの助言の存在を否定し、無視する態度を取りました。

9月の下関市議会では、専攻科採用人事は、市長が意向を示し、学長と理事長が教授会審議を経ずに決定したことは事実であると総務部長が認めました。定款を審議する県議会では、文部科学省や下関市の動向を見守るとの態度をとっています。こうした

議会の動向を踏まえ、下関市当局は、ルール違反を正当化するため、教員の人事権と懲戒権を教育研修審議会から理事会に移行する定款の変更を提案し、決定しました。



特別支援専攻科のA教授は、採用前に外部理事に就任し、採用後は副学長として、「経営理事」「教員懲戒委員会委員長」やハラスメント相談を含む「相談支援センター支援統括責任者」に就任し、権勢をふるっています。

下関市立大学は、経済学部だけの単科大学です。A教授の採用に反対した当時の学部長や副学部長に対して、副学長に就任したA教授は「プライバシー侵害」や「名誉毀損」を理由に損害賠償を求める民事訴訟を起しています。こうした動きを2020年10月18日に大分大学で行われたシンポジウムで報告した飯塚経済学部長を数日後に解任するという事態も起こりました。

学校教育法改正により、教授会が「大学の重要な事項を審議する機関」から、「学長に意見を述べる」機関へと変貌するなかで、学長や理事会がトップダウンで教員人事や教育内容を決定する事例が起こっていますが、下関市立大学のケースでは、市長の意向が学長や理事会を通してストレートに反映されるという異常事態です。法令や学内規則を無視したことを正当化するために、定款の変更まで行うなど、一地方の公立大学の問題として放置し見過ごすことのできない問題であると、田中圭太郎氏は述べています。